

会 議 名 (審 議 会 等 名)		川西市個人情報保護審議会(第34回)	
(事 務 局)		総務部 行政室 総務課 内線(2323)	
開 催 日 時		平成17年5月31日(火) 午後6時30分～午後8時00分	
開 催 場 所		本庁舎 4階 庁議室	
出 席 者	委 員	池田委員(会長)・長尾委員(副会長)・井手委員・井上委員・ 園田委員・高島委員・田中委員・塚口委員・中西委員・葉狩委員	
	事 務 局	西総務部長・竹中室長・篠木課長・森課長補佐・佐藤副主幹・高塚主査	
傍聴の可否		<input checked="" type="checkbox"/> ・不可・一部不可	傍聴者数
		0人	
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会 議 次 第		1 会長あいさつ 2 審議事項 諮問第20号 川西市個人情報保護条例の整備について 指定管理者制度の導入に伴う個人情報保護について 3 その他	
会 議 結 果		別紙、審議経過のとおり。	

会 長：挨拶
 事務局：説明

本日提出資料の確認及び説明

事前送付資料 開催通知

地方自治法改正による指定管理者について

川西市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例

本日提出資料 レジメ

個人情報保護条例における指定管理者に係る各自治体の条文例

指定管理者に伴う見直しの対象となる川西市個人情報保護条例の条文

審議事項

諮問第20号（川西市個人情報保護条例の整備について）

指定管理者制度の導入に伴う個人情報保護について

会 長 ただいまより第34回になりますが、川西市個人情報審議会を開催させていただきます。本日は、1名委員が遅れて見えるということですが、あとの委員の皆さんはお揃いなので、当然定足数に達しておりますから正式に議題についてご検討いただきたいと思っております。本日から、さきに諮問第20号ということで、個人情報保護条例の整備について、我々、市長さんから諮問をうけておりますので、その諮問の内容に従いましてですね、実質的なご審議をいただきたいというふうに思っております。本日、特に、地方自治法の改正による公の施設の管理に関しまして、指定管理者制度というのが導入されておりますので、指定管理者について条例をどのように適用して個人情報保護してもらうかということが論点になるかと思っております。これについて、本日はご審議いただくということですが、事務局のほうから本日の審議にあたりまして、書類等についての確認、あるいはご説明いただきたいとおもいますので、よろしくお願い致します。

事務局 説明（略）

会 長 ありがとうございます。今回の地方自治法の改正によりまして、公の施設についても民間の事業者にも管理というものを任せるということができる改正で、指定管理者との間では協定が結ばれると、いうことになって、その協定によって、公の施設を利用する個人の情報が指定管理者によって、管理されるということになるわけですが、それについて、現在は指定管理者の制度を予定して条例がつくられていませんから、現在のところはそれの手当がないということですね。それをどういうふうに条例の規定を及ぼすかというようなことが、そこで問題になるわけですが、皆さん資料などお揃いでしょうかね、そうしましたら、指定管理者制度の導入と個人情報保護について、ということで事務局のほうで、いきさつや、改正のポイント等についてご説明いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

事務局 説明（略）

会 長 ありがとうございます。今、説明のありました指定管理者制度というものの、導入のいきさつとかその内容、情報公開条例とか、そうい

事務局	<p>うところにおよぶものとかの説明をいただいたんですが、何か質問は御質問ありませんでしょうか。</p> <p>これは3年以内ですから、今、管理委託制度になってるのは…。管理委託制度というのが今あるわけだけど、その適用というのはどうなってるんですか。</p> <p>今、現在で委託しておりますのは、出資法人によって管理委託していただいているものだけで。</p>
会長	<p>どの施設ですか。</p>
事務局	<p>施設としましては、みつなかホール、文化会館…。いわゆる社会福祉事業団とか、文化財団とか、たとえば文化財団でしたら、みつなかホールなんか、管理委託させていただいています。障害者施設とか、高齢者の施設なんかについては、社会福祉事業団のほうに、これも出資法人にあたるんですが、そういったところで、管理いただいています。あわせて他にも、たとえば、コミュニティセンターであるとか、そういったところについては、地域のコミュニティ組織に管理委託をしているとか、そういったかたちでの施設については、比較的好いと思います。委託先についてはいろいろなところであるというふうなところであるとご理解いただければと思います。</p>
会長	<p>今の管理委託制度というのは、3年後を目途に解消すると、そして指定管理者制度に移行するというのがこの法のめざしているところですよ。そうすると、今、管理委託者制度を利用しているのは公共的団体とか、あるいは出資法人で政令で定めるとなっていますよね。今度、管理委託から、指定管理者制度に移ると、場合によったら、前の管理委託を指定管理者の制度にするか直営にするか、そういう判断をせないといけないわけですよ。だいたいは直営するということはもとに戻るということで、たぶん指定管理者制度のほうになると思うんですけどね。指定管理者制度というのは、公募制度みたいなことですよ。早い話が。特定のところに指定するにあたってね、公募するってのはなしになるわけですか。必ずしも民間の事業者に委託せなあかんというわけじゃないので、従来の公共的団体というのにも応募者の一人ということになりうるわけですよ、そしたら。</p>
事務局	<p>一応、原則公募ということで、公募委員そのものもまだ決まっていないうわけですけども、その委員会等を立ち上げて、公募が原則ということで進められるようです。ただ、いつ移行するかということについては、今現段階においては、ここの施設というのはまだ決定はしてありません。</p>
会長	<p>前回いただいた資料の中に、川西市公の施設にかかる指定管理者の指定の手続き等に関する条例というのが、今年の4月1日にでき上がって、指定するときには、この手続き条例に従って指定されるということになるわけですね。そういうことを理解していただいて、そもそも、情報公開条例ではどういうところを直したかということだけど、これをちょっとご説明いただけます？改正ポイントを。前にちょっといってもらったけど、もう一回ちょっと確認したいと思います。</p>
事務局	<p>はい。ただ、まだ答申としていただいているわけではないのですが…。</p> <p>そうなの。決まったわけじゃないわけですか。</p>
会長	<p>方向性を示していただきまして、次回に最終的な答申案を出して、議論いただき、決定するというところで、前回、提出させていただきましたのは、その審議の過程でそういった方向に向かっているということであるということ…。そうした実際のところ、どういうふうな方向なのかといいますと、とりあえず情報公開条例の中では、実施機関に入れる入れないの議論もあったのですが、端的にも申しますと、現行、出資法人の情報公開という規定があるのですが、お手元に冊子があると思います</p>

会 長	<p>が、91頁に「第27条(出資法人の情報公開)」という規定があるのですが、とりあらず指定管理者につきましても、このような出資法人の規定と同様なものを、すなわち、現時点ではどのようなものが指定管理者になるのかというものが未定なところもございまして、運用等不確定要素が多い中で、とりあらずは、出資法人の情報公開というレベルで規定を設けようというところで。答申案もそのような方向でと。</p> <p>なるほど。今、お聞きになった通りですけども、ひとつは指定管理者が取扱う市民の個人情報について、この条例をどの程度、適用をみるかというはなしでね、一番わかりやすいのは、実施機関に組み入れるというかね、実施機関にいれるということになれば、条例の規定は適用されるんで、そこにありますように、兵庫県の尼崎市の条例というのは、これは実施機関にいれてるわけね。それから藤沢市の個人情報の条例というのも、実施機関の中に、指定管理者というのをいれてると。ここに上がってる条例は、全部いれてるのが例としてしめしたいということで、資料ができてるんですか。</p>
事 務 局	<p>いえ。とりあらず1頁目が指定管理者を実施機関に含めている団体で、これが兵庫県尼崎市、神奈川県藤沢市で、それ以降の頁につきましても、実施機関に入れているところはどこもございまして、委託に伴う措置等とか、位置付けとしましては出資法人と同じような義務規定を課しているようなところなんですけれども、一方、2頁目の下のところですが、ここでは受託者といいますが、そのような形態をとっている団体もありまして、ただ実施機関に含めていますのは、現段階で、事務局が調べるところによりまして、そんなにあるものではないようございまして、主はそれ以外の頁に示しているところが多いようです。</p>
会 長	<p>実施機関に入れるというのは、情報公開もそうでしょうけどね、そもそもは公社のたぐいを実施機関にいれることについてもいろいろと議論があったんで、近頃は公社のようなものを実施機関に入れているのもみられるようになったんですけれども、それを飛び越えて、急に民間の指定管理者というのを実施機関にやっともっていくっていうのは、やっぱり、議論はまだ尽くされていないような気もするね。市の保護条例というのは行政機関を保有するとかいてないけど、いってみりゃ、国の保有する行政機関の保有する個人情報保護法に準じたものというはなしだからね。民間規制というのは、そこでは、必ずしもかぶせるということはやってないわけですよ。指定管理者っていうのは、市の管理を代行する、代行するというのは契約とちがう、協定やというはなしになってるんですけど、しかしそれは民間事業者であることは間違いのないわね。それにストレートに実施機関として位置付けするのはちょっと早計やないかなという理屈はあるんだと思うんですけどね。何かご意見はありますか。実施機関として位置付けないで、今まである出資法人の情報公開とか出資法人の個人情報の保護ということになると、委託にともなう措置というようなところだから、何条になりますかね、これ、現在の条例でいうと...</p>
委 員 長	<p>4条か、条5条。出資法人は5条ですね。</p> <p>出資法人は5条になってるね。現在は出資法人の責務になってるけど、これは努力義務になってるわけやね。これはどうなるんですかね。指定管理者ていったら、民間事業者でしょ。公的部門のほかに民間部門の個人情報保護っていうのは、個人情報保護法じゃないですか、個人情報保護法の適用っていうのはどうなるわけ？指定管理者っていうのは...。あるって話？</p>
委 員 長	<p>たぶん、情報取扱事業者になるでしょうね。</p> <p>なるんでしょうね。個人情報保護法である程度責務は...。だけど市から</p>

<p>事 務 局 長 事 務 局 長</p>	<p>委託を受けて、その関係で扱う個人情報というのは、市との関係で、きちっと保護してほしいということをして市のほうから要請するという恰好になるから、そうすると、出資法人のようなものと同じに扱うけども、そもそも出資法人というのは、個人情報保護法ができたあとでもこれは努力義務でいいんですか。努めるものとするというのは、えらい弱い規定になってますな…。なんかいろいろと、ちょっと詰めなければならないところもあるような感じですけども、いかがでしょうかね、何かご意見ありませんか…。現在は条例の運用で、出資法人の人がね、漏らした場合、罰則の規定、適用ある？</p>
<p>委 員 長 委 員 長</p>	<p>適用ありません。 ないね。ですから、そのあたりのところも、議論の対象となるわけですね。指定管理者の人が漏らした場合にね、罰則の適用をみるべきだという意見は多いと思いますけどね。そうすると、どういうところを直したらいいのかということについて、浮き彫りになってくるんですけどね。最初に、実施機関に入れるか入れないかという話で、実施機関に入れてるところもあるけど、非常に少数派やと。だから、川西市としては実施機関に入れるということについては、あんまり積極的には扱えないというようなニュアンスがあったけど、我々はその点についてはどうか。この点はどうですか。</p>
<p>委 員 長 委 員 長</p>	<p>他市が、特に実施機関に入れたというのは、特別な理由でもあるんですかね。 これ、だから出資法人も実施機関のまま入ってるから、土地開発公社なんかとか、それと同じに扱いにされているのでは…。 ワンランク厳しいという話になるわけやね…。もともと、出資法人を実施機関にしているということにはね。そこまで厳しくやらなきゃいけないから、厳しくすると逆に今度はいろいろと弊害が生じたりするということがないのかということと、比較検討せないかんという話になると思うんですけどね…。どうでしょうかね、実施機関に入れるということにするか、実施機関に入れないで、出資法人と同列において、出資法人等についての保護要請と同等のものとして扱うということにするかという点ですけどね。どうでしょうかね…。</p>
<p>委 員 長 委 員 長</p>	<p>質問なんですけど、よくわからないんで、教えていただいたらと思うんですが、個人情報保護条例の他の団体とか、機関等の、たとえば学校なんかですと、情報を取扱う業者があれば、それに対しては、個人情報に関わる契約を結びますね、甲と乙というかたちで、きちっと、こういう場合はこうすると、この場合は、こういった条例の中に入ってしまうと、そういうものの取り決めは一切ないんでしょうかね。実施機関だったらそれをする必要ないかもしれませんが、事業できちっと位置付いている場合は、川西市とそういった団体が、きちっとした契約を結ぶというようなことはあるんでしょうか。ないんでしょうか。 指定管理者制度というのは契約じゃなくて、協定を結ぶということになってるんですよ。性質的には、代行という、代行という意味はなかなか説明が必ずしもないわけだけでも、契約では賄わないんだという話になって、そこが管理委託者制度と違うということの一つのポイントというか、なんかそんなふうになってますね。ですから、従来の管理委託の場合、委託契約ということで、そこにいるんな取り決めをするわけですよ。今回の場合は、指定管理者制度は、地方自治法上の契約には該当しないと。ですから、協定を結ぶということになっているという…。そのところが、私もちょっと理解不十分なんですけど。ですから、指定管理者の場合は、議会でもって、指定するわけですよ。ですから、そのところで入札なんかは行わないという話なるんですよ。管理委託者制</p>

委員	<p>度だったら、入札というんはあるわけやね、どこに委託するとかいう話でね。</p> <p>一般公募して、公の、例えば公民館管理する人いませんか、というかたちで、一般公募して、手を挙げた段階で、いろんな基準をみたしているかどうかというのを議会で審議して、議会が、じゃああなたにお任せしますというかたちで指定管理者というのは決められちゃう訳です。決められずとその限りにおいて、指定管理者は、たとえば公民館なら公民館についての職務権限を持ってしまう、あるいは市と同じ権限をその限りにおいては持つという、そういう制度だと。単純にいうとね。そういう仕組みなんですよ。だから、契約を取り交わしてここまではできますよ、ここから先はあなたがたはこうしてくださいね、という感じの話し合いで内容を決めるわけではないと。運営を任したというかたちで任されるんですけど、それは民間のいわゆるノウハウを使って、公民館を利益上がるように運営するんなら、運営するというかたちで、やっていくというかたちになるんですけどね。今までのように契約結ぶというかたちで、こうしてください、ああしてください、というのを相互の市と事業者との間で、話し合いで決めるというわけではない。本来、市が行うはずの行為を民間にやらせるという、単純に言うとな。</p>
委員	<p>そうしたら、そのときの個人情報漏れたときのペナルティとかは？</p> <p>多分、それは指定管理者の...、保護法という法律で、情報取扱業者に認定されると思うんですね。個人情報保護法上ね。そっちから、ペナルティは出てくるだろうと思うんですけども、ただ、本来、市が行うべき業務を代行するわけですから、市のほうが、こんなずさんなやつをおまえら指定しているやないか、というふうに市の責任を問われたときには逃げ口上はない。だから条例でなんとか縛っておかなあかん、そういうことで、条例の中に個人情報保護条例の中に、指定管理者としての関係で、個人情報についての取り扱いの規定を設ける必要があるんじゃないか、ということで議論が発射してるとということなんですよ。</p>
委員	<p>ただ、個人情報保護法の場合は、年間5千件のデータだから、それ未満のデータを扱っている業者だったら、個人情報保護の適用がないから、条例に組み込むっていうメリットは出てきますよね。罰則の関係上ね。</p>
委員	<p>ただ、現行の条例でいくと、例えば出資法人と同じような扱いとなれば条例でもペナルティはないですよ。</p>
委員長	<p>それって、逃げ道を作ってるって感じですよ。</p> <p>だから、協定の中にですね、個人情報の保護に関する、そういう措置を講じなければならぬとか、そういうふうなことを個人情報保護条例で規定しておくということが実施機関じゃない場合には考えられるわけよね。それは、指定管理者と出資法人なんかと一緒になのか、出資法人のほうはもうちょっと、努力義務にとどめておいて、指定管理者の場合は、拘束的な義務を課するという話にするのか、出資法人も同じように、こうしなきゃいけないというふにするということなど、そこらのところが議論の余地があると思いますね。</p>
委員	<p>指定管理者になった場合ね、運営が適正でないという場合に外されることもあるわけですよ。</p>
委員長	<p>それは、多分、協定でそういう場合は指定を取り消すというようなことは、規定されるでしょうね。これは。</p>
委員	<p>そういったことでもつけておかないとね。</p>
事務局	<p>指定管理者の取消しについてはですね、地方自治法の244条の第11項の規定に、取消規定がございまして、条項がダブるということで、条例上には規定はしておりません。</p>
委員	<p>自治法で、そうしたら、そういうことはできると。</p>

事務局員	法律のほうに規定がありましたので。
委員長	それくらいは市のほうに管理していただかないと、民間になるとどうしても利益優先になるんじゃないかなという気がして。利用者にとってはあまりよくないかなと思うので…。
事務局	それで、ここに例として上がっている2～3頁については、実施機関として位置付けてないけれど、その場合は、こういう規定を置いているというひとつの例示ですよ。こういう例示規定を…。宮城県はかわつてるとい話がありました、どこがかわっているの？これ。
委員長	変わっているという説明ですけども、委託業務と同じ条項の中に併記をしているというような規定の仕方でございますね、他の自治体については、指定管理者の部分についての処置を条を起こしておるというようなことであろうと思います。
事務局	出資法人と同じような取扱いをするということになると、笠岡市の条例が一番それに近いですよ。広島県だとか千葉県ってところは、まさに実施機関に準ずる取扱いですよ。宮城県がよくわからないのですが、どういう位置付けなのか…。指定管理者、多治見市のやつは、実施機関、類似の機関だということかたちで取り扱ってるんですよ。これは違反行為に対する罰則でどういうふうに指定管理者を位置付けているのかわからないから、明確にはいえないんですけど、おそらく広島だとか千葉とか、実施機関に準じた取扱いをしているんですから、一定の範囲で多分ペナルティをつけているんだと思うんですけどね。
事務局	一応、指定管理者の部分につきましては、どこの自治体も一定ペナルティを、罰則の中に取り込まれているというのが…。出資法人並みにして、先ほど出資法人は罰則規定がないから、出資法人並みにしたら、指定管理者は罰則がないのかというのではなくて、指定管理者の、そういう講じなければならない、漏らしてはならないということについて、それに伴う罰則が付いてきて、利用されているというような…。
委員長	位置付けは出資法人と一緒にだけれども、ペナルティに関しては、指定管理者だけは別枠で、課すということですね。
委員長	取りまとめた話になれば、まず実施機関に組み入れるか入れないかということで、組み入れればそれでもう、そんなに議論せんでもいいという話でしょ。だけど、実施機関として組み入れるには、ちょっと、きつすぎるといことだと、実施機関とは違うそういう位置づけをすると、だけど別に定めていても実施機関と同様の義務を負うものとするとかね、そういうような規定を置いているところもあるわけですね。あるいは、必要な処置を講じなきゃならないというようなことをいってる場合もあるわけですけど、実施機関としないということになれば、それについて従来、実施機関以外のものでも条例の適用を受けるものとしては、出資法人等というのが、条例で努めるものとするということになってるようなものが多いんですけども、規定の適用があるわけなんですね。それと同列に扱うのか、そうじゃなくて、実施機関と同じくらい、別の定め方はするけれど、かなり強い要請をするという点、その場合、出資法人等と別の範疇にするか、出資法人と一緒にするかって話やね。その場合に、二つのやり方があるわけでしょ。出資法人のほうも、このついでに強くするといのと、出資法人は従来どおり努めるものとするでいいけれど、指定管理者だけはこうしなきゃならないとか、強くするとい、そういうようなやり方というようなこと。そういうことに整理されるんじゃないですか。そのどれを選択するのかと。努めるものにするとい話になると、それは従来、罰則は入れてないわけやね。これは多分。ですから、努めなければならない、そうじゃなくて義務を負うものにするとか、講じなければならないとかという話になる時には、それと併せて、

<p>委 会 員 長</p>	<p>指定管理者制度における取扱利用者については、条例上の罰則も食らわすということを用意すべきだという話になるんだと思います。ここに、広島県、千葉県、宮城県、多治見市とか、笠岡市とかあるでしょう、ここでの罰則はどうなってるんですか。広島県の条例だったら、指定管理者制度の適用ある場合に罰則あるとかね、千葉県の場合…。千葉県なんかありそうな感じですよ。</p>
<p>委 会 員 長</p>	<p>さっき言われたように、あるんでしょ。基本的には。宮城県なんかもありそうな感じだけど、ちょっとそこまでの条文まで付けてもらってないから…。ここに札幌市のがありますね…。でもこれ指定実施機関という話で。それなら、最初から実施機関に入れてもらったほうが、手っ取り早いような感じやね。</p>
<p>委 委 員 員</p>	<p>指定実施機関はあれでしょ、指定管理者を指定した実施機関ですから。これは、本体ほうやね。しかし、ここまでごちゃごちゃとやるんだったら、実施機関に入れてたほうが、手っ取り早いね。</p>
<p>委 委 員 員</p>	<p>よくわかりませんね。これ、実施機関に準じるっていう場合は、自己情報の開示請求とか、ああいうことはどうなんですかね、訂正の申立てとかいうのは。実施機関に準ずるっていう場合には、中止要請とかが同じようにできるんですよ。</p>
<p>委 委 員 員</p>	<p>準じたときは、関連する法令は準用できるっていうことでしょうかね。全く扱いは、同じになるわけですよ。どこが違うところはあるんですか。準用の場合は…。</p>
<p>委 委 員 員</p>	<p>どの条文を準用するかですね。実施機関と、そうでない、準ずるとのいう、その違いですね、その辺がどのへんにあるのか、公務員の場合の守秘義務というのがあるわけですけど、そういったことが、こういった、いろんな営利団体に対して、入るのかどうか、そのへんがどういう扱いになるかによって、やはり、個人情報保護の立場からの意見は出せるかなと思ってみたいんですけどね。どんなもんでしょうか…。</p>
<p>委 委 員 員</p>	<p>だから、公務員の規定のどのあたりを準用するかっていう、それに係わってくると思うんですけどね。</p>
<p>委 委 員 員</p>	<p>だから、今はっきりしてないから、わからないんだけど、そこらをやはり、煮詰めて出してほしいということは意見として出せるかなと思ってんですけどね。</p>
<p>委 委 員 員</p>	<p>それから前回でしたかね、個人情報保護法のほうで、今、罰則を強化するという動きがあるということをお伝えしましたが、あれによると、民間のほうの方が厳しいんですよ。官に甘く、民に厳しくということだから、辺に、官とおなじような扱いすると、逆に民間にしたほうが厳しい面もあるんでしょうね。</p>
<p>委 委 員 員</p>	<p>具体的なことでいうとね、コミュニティが今やっておられる人もあるから具体的に聞かせもらえたらいいんですけど、自治会なんかで、名簿を出しているんですね。住所、名前、電話番号、それから地図、そういったものを印刷して配ったり、断る人は、断っておられますけど。そういったものは、本来は、そういう実施機関に準ずるようになれば、絶対出せない種類のものになってくると思うんですけどね。そういったことはどんなんですかね。</p> <p>便利だから出してるという部分はあるんですけど。あれは、個人情報の保護の観点からすると、非常に逆のことになっているのかなと。同窓会なんかの名簿なんかね、よくいろんなところに売られたりしているんですけど、あれを断る人が、最近、随分出てきているというふうには聞いているんですけどね。その辺のことも、何かこういったことと関わりがある</p>

会 長	<p>のかなと思ってみたりするんですけど。 ですから、個人情報保護法ができたということで、かなりナーバスになっているという動きはあるって指摘はありますよね。ちょっとのことでも、個人情報の保護だということがそこで主張されるから、いろんなことの動きがとれなくなるというケースも出てくるわけだけど、それもそのうち落ち着いてくるというか、適正な保護に落ち着くだろうと思うんですけどね…。</p>
委 員	<p>今、出ているのは、単なる個人情報とか個人データだけなんですよ。今のは個人の秘密に属するファイルでしょ。住所とか名前とか、名簿だけを外部に提供したら、それは処罰はされないんですよ。でも、現行条例では罰則の対象になるんですよ。秘密という縛りがあるから。個人情報保護法のほうは秘密という縛りがないんで、個人データとか単なる個人情報、そういうものを提供したら処罰の対象になるんですけどね。</p>
会 長	<p>現在の川西市の個人情報保護条例で、実施機関というのは置いておいて、もし実施機関にしないという場合に、出資人と規定の適用があるのはどの規定になるわけ？ 4条、5条？ここは責務規定やね。委託に伴う措置とか、受託者の責務とか、これはどうなるわけ？そこには、受託とか委託とか違うてことだったら、代行するのはなんかいれないかんといい話になるわけやな。指定管理者の指定を受けたものとかここにはいるてことになるわけでしょ。もしいっしょに扱うとしたら。だけど、それとはまた別の規定の仕方をするといったら、15条、16条と別の規定をおかないかんと、いうことになるようなかんじですね。どうもちょっとなんていうんでしょうかね、指定管理者については、この条例…、実施機関だったら全部適用があるわけでしょ。たとえば、中止命令とか、そのような中止要請できるとか、なるわけだけれども。みてるよね、実施機関にしてないところはね、条例の準ずるところは、管理に係る、収集の制限とか目的外利用とかそうところまでは準ずるっていうのはなしになるんだけど、その先の利用の訂正とか、あるいは中止とか、そういうことについては、指定管理者に別途の規定を適用をすべきだと考えてる自治体もあるようで、そうすると、実施機関と同列に扱えないので、別にやっていると。大阪市もなおしたのみでると、こういうふうにかいてありますね。「指定管理者が公の施設の管理を行うにあたって取得した個人情報の取り扱いについては、実施機関が行う個人情報の取り扱いの例による旨の規定を整備するとともに、指定管理者の保有する個人情報の本人からの開示、訂正および利用停止の請求、是正の申出および情報の提供の申出にたいしては、実施機関が指定管理者から当該個人情報の提供を受け、開示等、決定等行うとともに、指定管理者に対して必要な処理を行わせる旨の規定を設ける。」と、こうなっているわけよね。ですから、そこで開示とか訂正とか、利用の停止とかという部分については、特別な規定を置くということをやっているところもあって、これ大阪府も、大体、こんな感じのこと言ってますね。ですから、そこらのところは、実施機関と同列じゃやないから、実施機関にいれないという理屈になってるやと思うんですけどね。だから、いくつかのパターンがあるということで、ちょっとこの資料では、そのパターンが十分に表れていないので、このパターン分けしたようなものを事務局に作ってもらう必要があるかな。ですから、実施機関にいれるとどうなるか、実施機関に入れない場合は、実施機関と同列に扱うということはどうまで同列に扱うかという話やね。そして、実施機関と同列に扱うのは、収集制限とか利用制限とか、そういうところについては、その条例の規定に準ずるといようなことをやると。だけど、開示とか訂正とか中止とかについては、指定管理者と実施機関との関係を考慮した規定をすべき</p>

事務局 会長	<p>なのか、ストレートで条例の規定を適用して、指定管理者に直接開示請求するようにするのか、あるいはストレートで中止を命令する、請求するということにするのか、そこらのところは、ワンクッションいると考える自治体もあるわけや。そこらのところも違いとして表れてきますね。今の、そもそも最初の理解として、川西市の出資法人といいますが、公社みたいなところは、どうやってるわけですか。公社が直接本人に答えるような恰好になってるわけ？</p>
委員会 委員長	<p>各出資法人においては、条例と同等の規定を設けて、出資法人自らが市と同じような運用を行っております。</p> <p>そうするとね、そういうのが、みな指定管理者制度に移ったら、指定管理者については、特に個人情報保護の要綱が、何かをもってもらうって話になるわけ？</p>
委員会 委員	<p>出資法人と同じ立場に置くのならば、そういうことですよね。</p> <p>だけど指定管理者制度っていうのは、それよりももっと自治体と密接な関係にあって、直接規定の条例があるようにね…。</p>
委員会 委員長	<p>出資法人ならばね、ある種の民間団体と同じなんですよ。私法人と同じような扱いをすることができるんですけども、指定管理者の場合は、少なくとも、職務権限に関する範囲においては、まさに公法人と同列というか、同じ扱いになるわけですから。当然、実施機関と同じような扱いを。</p>
委員会 委員	<p>だから、指定管理者が、独自のそういう要綱をもって、個人情報保護にあたるというような問題じゃないわけか。</p>
委員会 委員長	<p>そうです。だから、条例で、指定管理者のほうは入れて、だから罰則規定を自治体なんかは、設けることができる。</p> <p>だから、今の川西市の出資法人等の規定は包括的なことしか定めてないし、それでまかなっていいかということになるわけでしょう。つまり、それぞれの管理委託受けてる自治体が個人情報保護についての規定をもうけてるってわけでしょう。そういう規定をもって、それを運用して、実質的には条例が適用されているのと同じような内容やと。だけど適用条項は違うわけや。さっき言ったように、条例じゃないと、不服申立てなどがあつたときは、当然権利としてやれるのかどうかっていう問題が出てくるわね。だから出資法人について、今まだややこしい問題が生じてないからいいけれども、出資法人については、今は要綱ってことになっているの。何になっているの。</p>
事務局 会長	<p>規程です。</p> <p>規程ね。規程というのは、条例のような拘束力というか、そういう効果はないわけやね。一応は、指針みたいなもんやない。だから、出資法人みたいなものは…。でも、出資法人が常に公の施設管理しているわけじゃないからね。出資法人というのは残るわけやね。どっちみち。出資法人のあるものは、指定管理者制度に移行せないかんけども、だけど公の施設を管理してない出資法人というのものもあるわけでしょう。出資法人ていうのはみな公の管理しているのばかり？</p>
事務局 会長	<p>そうでないものもあります。</p>
委員会 委員	<p>だから、出資法人というのは、管理委託制度というのが、指定管理者制度に移行するということが予定されているけども、なくなりやせんわけやね。そうすると、指定管理者の適用を受けるものと、出資法人とは個人情報保護の観点では、全く同じ取扱いをするというふうにもっていくか、それはちょっと違う設定を置く必要があるっていう話になるか、そこらを詰めないかんという理屈ですね。ちょっと、あれやこれやという話になると、今日一日ではまとまれへんな、これ。</p>
委員会 委員	<p>個人情報保護法の改正の動きとも絡んでくるでしょう。罰則の関係という</p>

会 長	のは。 指定管理者というのは、個人情報保護法のどういう部分がどれだけ適用されるのか、民間やからな、これも。そこらのところは、ちょっと説明がないと、やりにくいね。
委 員	指定管理者が処分権限を行使する範囲内での情報管理に関しては、行政機関に準じて扱われますから、多分、個人情報保護法というんじゃないくて、行政機関の保有する個人情報に関する法律のほうが適用されるのでは...。ただ、指定管理者は国のレベルじゃないんで、自治体レベルですから、条例で...。都道府県レベルの条例で規定する必要があるだろうと思います。指定管理者が与えられた職務権限の範囲内で行う業務っていうのは、まさに公共性ですから。行政事務ですから。
会 長	そここのところは、代行やからね。代行というのは、行政が本来やるべきことを代わりにやるってことなんで、その関係においては、公的な活動っていう話になるわけで、それは、国の場合でいったら、公的部門と民間部門を分けて規定しているわけだけどね。自治体の場合は、行政機関の保有する個人情報保護法に代わるものは条例ですよ。ですから、条例というので、賄わなければいけないということになるんじゃないかな...。だから、条例で賄うとしたら...。まあ条文まで我々が考える必要はないので、指定管理者制度について、この条例のしかるべき部分はこうであるという恰好で適用するようにすべしとかね。それから、開示とか訂正とか中止とかっていうのについては、こうすべきだとか。そういうふうに、ここでもの申せばいいってことになるんですけどね。それで、その扱う人の罰則の規定を当然用意すべきだとかですね。そういうふうなことというわけでしょう。それはどういうふうなまとめかたをするかっていうと、いくつかのまとめるパターンがあるような気がしますね...。一番単純なのは、実施機関に入れるか、入れないかでしょ。入れないとするならば、出資法人やその他の事業者と同じように扱うんじゃないくて指定管理者というのは別枠で定めて、どこまでを実施機関と同じように扱うか、義務化、括りつけて、ペナルティの範囲まで持っていくかという、そこだけですよね。大阪のようなパターンでいくのか、あるいは、実施機関の中でいくという、尼崎のようなパターンでいくのか。それともペナルティの部分、出資法人、あるいは一般事業者と同じように、努力しなさいよとどめておくのか、ということですよ。
副 会 長	一長一短ありますから、この場合にはこうなると、適用の結果、長所と短所を表のようなものにしてこれにしようかとか、そういう評価のような経過を踏んで、やっぱり大阪府も決めたんだと思いますからね。それは、一応決めないと、大阪的にやってしまうの簡単ですが、そうもいかんでしょう。
会 長	出資法人等というのと、それから個別的に市が頼むという受託者っていうのあるわね、委託、受託の関係ね。これは同列じゃないわけやな。出資法人のものと、受託者と指定管理人を同じにしたらいいという理屈もあるやない。受託者っていうのは、それなりに重い責任持ってるわけですよ。この条例上はね。受託者っていうのは、開示請求とかね、訂正とかあった場合どうなるの、川西の場合。
事 務 局	これは、個人情報そのものは、市の管理下にありますので、市のほうが対応するというようなことに...
会 長	受託者が、何かよそに漏らしそうだとかいう場合に、市に対して漏らさんようにしてくれと、いうふうに請求すればいいわけで。受託者にストレートにいう手はないわけね。
事 務 局	今の委託関係というのは、委託契約に基づいて、個人情報を扱わせるというふうな例でありますので...。その個人情報だけを取り上げて、これ

会 長	を扱いなさいというような委託というのではないようには思うんですけども…。
委 員 長	自治体によっては、受託者の責務というか、それと同列に指定管理人の制度するという規定を設けて、そして一応手当したことにしたというのもあるんですよね。
副 委 員 長	多治見市なんかそうですよね。 多治見市なんかそういうことになりますな。そういうやり方もあると。出資法人と同列に扱う…、あるいは出資法人と同列じゃないけど、出資法人的な描き方をするという、受託者みたいなものと同列に扱うというふうにするかとかというのがあるわけでしょ。どうでしょうかね、今日は皆さんから意見が出て、論点が浮き彫りになったっていうかね、まとめ方のいろんなものがあるということが吹き出してきたわけなんで。たたき台みたいなものとしてはですな、こういうものにしたらどうかというふうなものを、事務局の方でもいくつかのパターンを用意してもらっているのが必要かも知れないですね。
副 委 員 長	それ見て、取捨選択するというのも…。
副 委 員 長	そうですね。 よろしいでしょうか。先ほどから論点になっておりました、公法人と私法人、もしくは個人のかた、いわゆる指定管理者というのはその間に入る部分なんです、非常に取り扱いが難しいところだと思うんです。それで、情報公開のほうで、実施機関に含めないという理由といたしますのは、これから指定管理者がどういう方がなれるかというのが不明確なところがありますし、例えば、罰則規定なりもうけましても、それに対応するだけのスキルがあるかどうか不明確であるという点もございます。ですから、そういう面でできれば、民と公の間のような立場で、とりあえず規定をしていく中で整備を図りたいと。それともう一点、個人情報保護の関係で、当然ながら、個人情報の取り扱い事業者の情報の取り扱いについて、もしくは地方公共団体の責務義務がありますね、これについて、ある程度、条例のなかで規定していくというのが、一番、今の中身が見えない中で、一番適正ではないかという事務局のほうでの話があったわけですよ。これは、当然ご審議願うことですので、事務局としては、その間の情報公開の関係等の中で、今、中途半端な位置に、さきほど井上先生おっしゃられたように、私法人でありながら、行政権限でやっていく、それにかかわらず、たとえば指定管理者が、大きなところあるか、もしくは自治会みたいなコミニティみたいなところであるとか、いろんな形態が考えられますので、いったんその間のなかの部分で止めさせていただくなかで、ご審議を賜らないかなということで、事務局のほうで今日、論議しとったところなんです。そういうような中で、ご意見を賜ればということなんです。
会 長	だから、今の話はそのとおりなんだけど、その議論をつめるとです、とりまとめの仕方っていうのがね、いくつかにわかれるやないかという話ですよ。ここに望ましいものっていうのはどれかというのを選択するのがね、先ほどの話し話じゃないけれども、審議会の委員という立場からです、選択しにくいという話なんです。事務局が考えているのは、一通りだというふうに考えているわけ？先ほどのような審議をすると、どういうふうな定め方をしたら、事務局が考えてる考え方になるわけ。
委 員	だから実施機関の外において、出資法人よりは、ちょっと厳しくということですよ。イコール、同じような努力義務というふうなかたちで、出資法人のような取り扱いをするんじゃないけども、実施機関とイコールにはしない。一定の範囲で実施機関と同じような縛りはかけるけど

事務局員	も、どこまでその実施機関と同じように扱うか、というのは考えなあかんだらうということでしょうね。たぶんね。ということですよ。
事務局	はい。概ね…。
事務局	少なくとも、処分権限の範囲内で、収集された個人情報については、実施機関と同じような取り扱いをしたほうがいいってことですよ。法律的に専門性があるところについては、ちょっと理解が不十分なところもあるんですけども、先ほどから、個人情報保護法の対象になるかならないかというご議論あるんですけど、実施機関に入れた場合に、5千件以上、どのような団体が手をあげるかは、不明確ですけども、例えば、そういう個人情報取扱業者が、指定管理者になった場合は、条例が優先するのか、法が優先するのか、この辺は、ちょっと不明確だなどという面もありまして、実施機関というかたちで、規定をされれば、それはそれで明確にはなるんですけども、その適用法令が、若干不明確じゃないかなと、我々の理解ではそう思ってて。それを考えれば、指定管理者だけを取り出して、規定するほうがベターではないかな、というのが事務局の一つの考え方ですけど。
委員	やっぱり、個人情報取扱事業者が指定管理者になった場合は、個人情報保護法の適用を受けるんでしょうね。やっぱり…。法優先ですからね。
会長	ただ個人情報取扱事業者にならないような者が、指定管理者になった場合に、条例でカバーするというそういう関係になるんですかね。指定管理者というのは、先ほどの話で、民間事業者といたら、5千件以上扱っていたら、個人情報保護法が適用されるけど、個人情報保護法というのは、公の性質によって、適用するしないという話になるの？民間事業者が公的になったということで、区別をしているのか、そのところは詰める必要があるけど。もし、公の性質でもって個人情報保護法が適用される、あるいは行政機関の保有する個人情報保護法が適用されるというのが決まるとすると、公的な活動領域については条例が適用されると。それは、優先というか、個人情報保護法は適用されない状況って話になるわけやん。民間の領域に適用されるんだから、公的な領域ってというのは予想してないという話になると、条例で適用せなあかんという話になるわけでしょ。そこのところの詰めがいるという話じゃないですか。
委員	おそらく指定管理者がね、個人情報を漏らして、その個人情報に損害賠償を請求するときは、国賠で市を訴えるはずですから。行政機関ですよ、その限りは。
会長	代行しているからね。その可能性はあるね。
委員	例えば、ライブドアとか楽天あたりが指定管理者になって、少なくとも川西市のどこかの公の施設の管理で指定管理者になって、その範囲内で情報を漏らして、市民に不利益をもたらしたときは、川西市を訴えて、多分、損害賠償請求事件が提起されるはずで、ライブドア本人に対して訴えを提起するとは、法律上、裁判所の逃げ方というのは…。
委員	両方訴えるでしょ。
委員長	多分。監督責任で…。
委員	指定管理者に対しては、市が指定したということに伴う監督責任とか、いろいろあるわけでしょ。だから、それは及ぶと。それがずさんだということ、市本体が賠償責任を追及されることは、当然考えられるね。
委員	多分、条例と法律の関係なんだろうと思うんですけど、個人情報保護法が適用されるのは民間の事業者といわれる、個人情報事業者ですよ。情報取扱事業者の、まさしく業務における情報の取扱いにおいて、個人情報を保護するという目的で作られてるはずなんですよ。非常に一般的

会 長	に。それに対して、個人情報保護の条例のほうで定めると、当該自治体の中の、行政運営における個人情報の保護、市民の受ける保護の問題ですから、目的がそもそも違いますので、同一対象であっても、どちらも適用できるということになる可能性はありますよね。
事 務 局	ちょっと、これ忘れてましたけれども、資料として「指定管理者に伴う見直しの対象になる川西市個人情報保護条例の条文」って書いてあるけどね。これは資料としては、この条文をなんらかの恰好で見直す必要性があると、そういう意味の資料ですか？これ。直したらこうなるという意味じゃないわけやね。
会 長	いえ、違います。この規定に何らかのかたちで関連してくるところがあるという…。
委 員	そういうことやね。これがこういうふうの手直しするというような内容になっておれば、これで概ねいいのではないかという話になるんだけどね。そうはいかんなど。それで、やっぱり、今日、それで結論を終えるというのは、資料不足ということで、やりにくいということやと皆さんお感じだと思うんですけど。いかがですか。今日議論したところをもう一回詰めてもらって、今日の意見を踏まえた、たたき台をちょっとこさえていただけませんか、事務局のほうで。そしたら、次回その内容をここで検討して、概ねそれでいいとか、ここは手直しすべきとかっていう話が出てくると思いますよね。一応、ここにあるような個人情報保護条例の条文というものに関係あるのは、2条、4条、5条、15条、16条と思うんですけどね。これらをどういうふうにするかということを出してもらって、我々のほうでも、次回、少しあたっていただいて、こういうふうにやったらいいのではないかという考え方をもって望んでいただくということ。
事 務 局 員	架空の事例でも結構ですが、例えばこんな場合、こんな場合はどないかという。例えば、指定管理者というのは、法人なんですか、個人もなれるんですか？
委 員	個人ではなれませんが。法人格を有しない団体でもいけます。そうすると、例えば自治会館を自治会に委ねるということも可能なんですよね。そうすると、自治会というのが個人情報の管理について、十分なことができるかどうかというのもちょっと疑問になりますよね。それと同じで罰則、懲役2年というのがいいものなのかどうか。いろんなケースがあると思うんで、架空のケースでも結構なんで、こんなケース、こんなケースとかという、そういう具体例があると議論しやすいと思いますんで、そのへんのことよろしく。
会 長	ずっと聴かせていただいて、大体、性格がおぼろげながらわかってきたんですけど、実施機関と出資法人、それから指定管理、そういった横係列の区別を、この場合は努力規定、義務規定である、あるいは個人情報保護法との関連で、適用を受ける受けないとか、条例でやっていくとか、そういったことが一覧表になると非常にわかりやすいので、事務局大変ですけど、そういったものを作っていただいて、提示していただくと。次の対応の仕方ができるんじゃないかと思しますので、要望としてお願いします。
会 長	大体、皆さん同意見じゃないかというふうに思いますので、ただ感觸的にいうと、実施機関に入れるということについては、消極的ではないかと思うんですね。これは、情報公開のほうの審議もまだ詰まっていけないけど、実施機関に入れない方向で、今検討してるって考えたらいいわけでしょう。そこらのところは、足並みというのは合うんじゃないかな。実施機関に入れないというふうな方向っていうのは、今日ひとつの審議会のご意見として、大体、一致した方向ということ考えていただい

<p>委 会 事 務 会</p> <p>員 長 局 長</p>	<p>たらいいと思います。 そうですね。 そうしたら、予定の時間になりましたので、今日はこれくらいにさせて いただきたいと思いますけど、その他というところで、事務局のほう、 何かありますか。 ございません。 それでは、本日の川西市個人情報保護審議会をこれで閉じさせていただ きたいと思います。 どうもありがとうございました。</p>
---	--